

同一建物等居住者にサービス提供 する場合の減算等について

資料 4

同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算について（2）

■ 令和7年4月1日を適用開始とする介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等の届出については、下記をご覧ください。

おのみちの
おすすめ

■ 令和7年4月1日を適用開始とする介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等の届出については、下記をご覧ください。

📄 尾道市総合事業 R7年4月1日を適用開始とする介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等の届出について（通知） [PDFファイル/387KB]

尾道市総合事業 R7年4月1日を適用開始とする介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等の届出について（通知） [PDFファイル/387KB]

◆ R6年度 尾道市 訪問型サービス事業所 同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算の取扱いについて

令和6年度報酬改定により、訪問型サービス事業所の同一建物減算について新たな区分が新設され、当該区分に該当する事業所は、12%減算されることとなりました。

該当する事業所は、下記、広島県からの通知等を参照し、尾道市 高齢者福祉課 高齢者福祉係に提出してください。減算に該当するかの判定期間については、1年間で前期と後期に分けられていることに留意してください。

* 別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書については、R6年度は【令和6年度版】を使用し、R7年度以降は、別紙10計算書を使用します。

* 令和6年度 後期 の提出期限は、R7年3月15日です。

高齢者福祉係 電話0848-38-9137

令和7年3月3日

尾道市総合事業サービス事業所 管理者 様

尾道市 高齢者福祉課

令和7年4月1日を適用開始とする総合事業の給付費算定に係る体制等の届出について（通知）

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月から新たな届出項目が追加されます。

尾道市総合事業（通所・訪問）介護サービス事業所におかれましては、届出の必要な場合に該当していないかを確認の上、必要に応じて「(別紙50) 介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等に関する届出書（以下「(別紙50) 体制届」という。）」を尾道市に提出してください。

【参考】各事業所におかれましては、広島県からの介護給付費算定に係る同様の通知により、提出されるものと思いますが、総合事業の指定を受けている場合には、総合事業の指定権者に(別紙50)体制届の提出が必要です。尾道市から指定を受けた場合は尾道市に、尾道市以外からも指定を受けている場合はその市町にも提出が必要です。

1 対象事業所

届出種別	体制届が必要な場合	対象となるサービス種別
(ア) 業務継続計画未策定減算	令和7年度から届出事項となる右記サービス種別のうち、減算型として届出を行う事業所（基準型である場合は提出不用）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・総合事業 訪問型サービス ・(予防)訪問入浴介護 ・(予防)訪問看護 ・(予防)訪問リハビリテーション ・(予防)福祉用具貸与
(イ) 身体拘束廃止未実施減算		<ul style="list-style-type: none"> ・(予防)短期入所生活介護 ・(予防)短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）
(ウ) 介護職員等処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・区分(V)を算定している事業所 ・区分I～IVを算定している事業所のうち、加算の区分変更をする場合 ・新規に処遇改善加算を算定する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善加算の算定対象となるすべてのサービス種別 ・総合事業 訪問型サービス ・総合事業 通所型サービス

2 届出の提出方法

- ・(ア)に該当する場合は、(別紙50)体制届の「特記事項」に、減算型を算定する旨を記入。
- ・(ウ)に該当する場合は、(別紙50)体制届の「特記事項」に、変更後の区分を記入。
- ・「(ア)及び(ウ)」のように、2つ以上の項目で届出が必要な場合は、特記事項に併記。なお県通知に記載例がありましたので(別紙50)体制届の記載の参考にしてください。

3 届出の提出期限

【訪問型・通所型サービス】(ア)・(ウ)

令和7年3月17日(月)

※なお、(ウ)については、指定権者に提出後の区分変更に関し、令和7年4月15日(火)まで受け付けます。